(禁

載

會學濟經學人國帝都京 散論浴外經

號 六 第

基十三第

行 發 日 一 月 六 年 五 和 昭

	? ** *** **** ************************	日 一 月	六 年 五 利	1
誌第三十卷總目錄 着外國經濟雜誌主要論題 第 1 1 報	票 準 食 観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	租税負擔の地方比較と人口割法・・ 経済學士世界的農業恐慌だ關二見解・・・・ 経済學士	中位数の本質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	株式配當金の源泉課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
·	材村高 邓川森	中八川木	盆中柴 田谷田	汐 高神見 田戸
	淨達	與芳之	熊	三 保正
Ž	台三晋	助助	雄實敬	郎 馬雄

株式配當金の源泉課稅

第一 源泉課稅運動

沙

見

阆

圓の月給を取つてゐれば已に年額十一圓七十錢の第三種所得稅を納めねば た所に其特色を發見する事が出來るのである。 採用したる我國の所得稅法を改めて、不完全ながらも綜合課稅主義 (Lump-sum income tax)とし 卽ち過去二三十年間にわたり、源泉課税主義 (Stoppage-at-source system of income taxation) を を受くる個人に付き、凡ての所得と共に綜合して、更に累進稅率で課稅する事となつたのである。 の配當金を其の源泉たる株式會社に於て比例稅率で課稅してゐたのに對し、それを改めて配當金 大正九年の所得税法の改正は我國租稅史上に稀に見る處の劃期的のものであつた。從來は株式 當時を回顧すると隔世の感に耐 ならなか へない。 つた 當時五十 のであ

時

論

株式配當金の源泉課稅

第三十卷

九〇一

第六號

四

より、 に大正 若し此の實業家にして十數萬圓の所得を個人營業から得てゐたとすれば、ごうしても第三種: る。 税として二三萬圓を支拂はねばならなかつた筈である。この明白なる不公平を矯正せんとした。 奥金よりなつてゐるが爲めに、第三種所得稅を少しも負擔してゐないと云ふ噓の樣な話もあ 12 租税立法で幾分緩和せられたのであつた。 からである。 然 「大資本家は决して租税負擔を避けんとするものに非ず」との好い印象を社會の人心に與 一九年の税法大改革の眞目的が存し、 るに知名の大實業家にして、 毎年十數萬圓の所得がありながら、 蓋し綜合課稅主義の精神を株式配常金に擴張 かの普通選擧運動で実鋭化してゐた社 其所得の全部が配 會的不安 する事に 一も此 所得 肵

が行 てわ より餘 1 すべきであるとも考へられるのである。然るに、此の源泉課稅運動なるものは綜合課稅を百パ はれし後に於ては、株式配當金の綜合課稅廢止源泉課稅復舊の運動 るに大正九年の此の税法の改正の當時に於て巳に反對運動が勢力を占め、 税主義に過ぎざる現行所得税法が不徹底であつて、 より提出せられ徹底的綜合課稅主義の原案の精神は、第四十三議會に於ける修正又修正 第四十二議會に最初政府が提出せし原案の主旨から見れば、 緩和せられ、多分に源泉課税の色彩を加味したのであつた。更に大正 尙之を進めて百パ むしろ六十パ が 1 毎 车 九年 t 恒 かっ ン の所得 ١ 例 の第四十二議會 **(**) 1 として行 綜 Ł 合課稅 ン 稅法改正 F の は 1 綜 ح n

方策」の如く提唱するのである。然し余の見る所によれば、源泉課税課動は單に財界を救濟せざ 熾烈を極め、之を以て「産業界をして現下萎靡不振の極に沈淪する窮狀より匡救する唯一無二の 去らんとするのである。 るのみならず、我が社會生活に憂ふべき副作用を及ぼすのである。以下、專ら財政學的の立場よ セントに増す事に努力せざるのみか、反つて逆に綜合課税主義を我が所得稅法の條文より抹殺し 而も租税理論にも時代の要求にも逆行せる此の源泉課税運動が本年特に

第二 株式配當金課稅方法

り源泉課税運動に對する批評を試みる。

株式配當金に所得稅を課稅する方法は、之を次の五つに分つ事が出來る。

第一、株式會社に於ても課稅し、配當を受けたる株主に於ても課稅する方法

原則として株式會社と株主との双方に課税するが、二重課稅を避くる爲めに一部控除す

る方法

第三、株主のみに課税して會社にては全く課税せざる方法

原則として株主のみに課税するのであるが、會社の所得の中、 配當せられざる部分に付

きては例外として課税する方法

時

論

株式配當金の源泉課税

九〇三 第六號

第三十卷

八號 四三

1) 東京商工會議所: 配當課稅問題に關する參考資料五十三頁

第五、株式會社のみに課税する方法

する。 課税する主義(第一)と、二、株主又は株式會社の一方にのみ課税する主義(第三又は第五)との二 つに分れ、第二と第四との方法は此の兩者の折衷さなるのである。以下、此の五つの方法を比較 此 の五つの分類は Bruno Moil 教授の試みてゐる所であるが、一、株式會社と株主との双方に

第一の方法は、

株式會社と株主とを租稅負擔の上に於て全く 獨立した ものと 見るので ある

然人とを獨立の經濟主體と見て普遍の原則を適用する點より見れば、 云ふ見地よりせば、此立法は苛酷の嫌ひがある。 株式の配當金に付きても、源泉課稅主義と綜合課稅主義とを同時に行ふのである。法人と自 何ら差支へなきわけである。 然し株式會社と株主との間に經濟上密接なる關係ありと 我國に於ては、此方法は全く採用せられてゐな 兩者の所得を全額に付き課

税を避くる爲めに、 () 第二の方法は、 原則としては、 個人の綜合課税を行ふ際に一部控除をするのである。我が現行所得稅制度が 第一の源泉課税と綜合課税との併用をなすのであるが、二 一重課

第三の株主のみに課税して、會社に於ては全く課税せざる方法は、所謂綜合課稅主義の立法で

其實例である。

ある。 會社 は配當金を出來るだけ少くし、 明治二十年の所得税法を其適例とする事が出來る。然れごも此方法のみを採用する時には、 他の方法によりて配當したると同樣の目的を達する事となる

0)

である。

L

たる原案なるものは之であつた。

ど異 第四の方法は、 Ď, 會社 の所得の中で配當せざる部分にのみ課税するのである。第四十二議會に政府が 第三の方法と同じく、原則として綜合課稅を採用するのであるが、第三の方法 提出

來、 によれば、 の所得さを綜合して課税し得ざる事さなり現代の租税觀念さへだたる所が大であ 第 大正 Ħ. 九 年に至るまでに我國の所得稅法が採用せし源泉課稅方法が之であつた。然 株式會社のみに課税して株主に付いては全く課税せざる方法である。明治三十二年以 一株の株主も一萬株の株主も同一率の所得税を負擔する事となり、又配當金 る。 し此の方法 と其以外

る 。 カュ 此等五つの方法はいづれも一長一短あり、世界の各國は何れも 其取捨に 迷つて 此問題を明らかにする爲めには、 然らば我國に於ては此の五つの方法の中で如何なる方法を採用する 事が 我國の所得稅の特質を研究する必要が ある。 最も わる 適當して 次第であ わる

渝 我國の の理想を專ら第三種所得稅に盛らんさしてゐるのである。 租稅體系、 特に直接税體系は中心を所得税におき、 先づ所得の量の方面に於ては累進稅 更に我國の所得稅はあらゆる租稅理

時 言論 株式配當金の源泉課稅

九〇五 第六號

四五

此 個 72 所得者に付き扶養家族數の多少に應じ控除を定め(第4六條)、更に千二百圓未滿 於ては百分の三十六なる超過額累進稅率を採用してゐる(所得稅法第)。 次に第三種所得 せざる所得を有する者には発税の特典を與へたるが如きは(第二4條)、全く所得の使途の質を考 所得に對し一割及び二割の控除規定が定められてゐるのは所得の源の質を考へたのである 質の方面を考慮してゐる。一萬二千圓以下の所得を受くる中小所得者について、 率を定め、于二百圓 處を出發點さして議論を進めねばならぬ のである。 人に求めんとするのが我國の所得稅の根本精神である。 或は 生命保險料の控除を最高二百圓迄行ひ かくの如く、凡ての所得を、 |の所得にては百分の ○・八 なるに、 それを受くる個人に集中して考へ、力相應の負擔を各 (千六條ノ三)、又は三千圓以下の所得を受くる小(所得稅法第)、又は三千圓以下の所得を受くる小 所得金額を増す毎に率を高 從て株式の配當金の問題に付いても、 の最低生活費に達 勤勞より め 四百 稅 は (法所得税 所得 萬 圓

百萬圓の所得者は二八・二%の第三種所得稅を支拂ふのである。然るに源泉課稅主 即ち綜合課税主義によれば千二百圓以下の所得者は免稅、五千圓の所得者は三・ 負擔と云ふ點に於ては遺憾の處が少なからず存するのである。假に問題を所得の量に限定する、 源泉課税主義を採用する時に徴税手續の便利なる事は之を認めざるを得ないのであるが、公平 一萬株の人も同一税率 例へば七・五% Ó 所得税を支拂ふ事さなるのである。 一義に 四% の負擔、 よれば一 放 株 四

課税論者の重心は恰も此の方面に存し、大所得者をして累進税の負擔を発れしめ、 しても擴張せんとするものであつて、我國の所得稅體系を紊るものと云はねばならぬ。 に綜合課税主義を捨てゝ源泉課税主義を採用する事は、累進税主義の治外法權を株式の配當に對 以て財界の振 丽 b 源泉

興を圖らんとするのであ

無きやの問題を生ずるのである。 其弊害を避くる處に立法の重心をおかねばならぬ。然らば現行所得稅法には何等改正を施す餘地 課税主義を採用する事は絕對に之を避けねばならぬ、 以上の理由を以て、 株式會社の配當に課税する五つの方法の中、少くとも第五の 結局、綜合課税主義を原則として採用 純然たる源泉

第三 現行所得税法の改正

設けてゐるのである。 現行所得稅法は所得を三種に區分し、特に法人より受くる利益の配當に付いては、控除規定を 所得税法第三條と第十四條とは次の規定を設けてゐる。

第 三 條 所得税ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

第一種

甲 法人ノ曹通所得

乙 法人ノ超過所得

時 論 株式配常金の源泉課税

九〇七 第六號 四七

第三十卷

蚦

四八

丙 法人ノ清算所得

第二種

本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債若ハ銀行預金ノ利子又ハ貸付信託ノ利益

Z

第三種

第二種ニ屬セサル個人ノ所得

第十四條 第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定三依リ之ヲ算出ス

四 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剰餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額

式ノ配當ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額)ヨリ其ノ十分ノ四ヲ控除シタル金額

てゐるのであるが、之には二つの大きな除外例が存してゐる。 第一條と第十四條とを對照して考へるに、我國の所得稅法は原則として綜合課稅主義を採用し

現行所得税法に於て、綜合課税の例外をなす第一のものは公債社債銀行預金の利子貸付信託の

利益であつて、此等については第二種所得として凡て源泉課税を行ふ事となつてゐる。

第二の例外をなすものは法人の所得であつて、特に 株式會社の 配當金が其代表的の もの であ

30 源 泉課税を行ひ、 株式會社の所得には、 更に普通所得の中にて株主に配當せられ 原則としては五 %の比例税率を設け第 12 る もの に付 種甲、 いては、 法人の普通 其六十パ 所得として 1 七

に擴 類に分れ 現 株主 張 行所得税法を是認する論者は暫く之をおき、 せんとする説であつて、 るので の 他の ある。 所得と綜合せられて累進税率の適用を受けてゐ 其の第一 は第三種所得税に 第二は第一 種所得及び第二種所得に示されてゐる あらは 所得税法を不満とし改正せんとする議 n たる綜合課税主義の思想を凡ての方面 るの で あ 源泉課稅 論

種

徹底

せんとする議

論

である。

第一の 所得の源泉課税とを併用する事は、 残されてゐる。 する此等の證券に取 あるから、 である。 綜合課 例外たる公債社債の 特に銀行預金の利子 税主義を所得税の 之を改める必要が考へられ 然し第二の例外た b カコ 75 利子を個人の其他の所得さ綜合して課税する事 全部に適用せんとせば、先づ上述の二つの例外を撤去せねばなら り困難 に付いては然 る、株式會社の配 綜 なる事情を伴 るので 合課税主義の立場よりすれば相當 りである。 ある。 ふのであるが、決して不可能とは云ひ得な 當 金の አን くて第一の 四十パ 1 例 乜 外の **ン** の不都合を生ずるも ŀ 撤去 过 控除と株式 • 無記名式を原 は難問題として取 會社 の 配 ので いの 則

之に反し、 論 源泉課税主義を是認する論者から云へば、 株式配當金の源泉課税 第一の 第三十卷 公債社債等の 九〇九 第六號 利子の源泉課税を其 四 九

時

ある。卽ち、第三種所得に於ける六十パーセントの綜合課稅を全然撤去して、之を第一種又は第 のまゝ存置するのみならず、第二の株式の配當金の源泉課稅を一層徹底せしめねばならないので

二種に合流せしめんとするのである。

あらはれてゐるかを表示すると、明治二十年より最近に至るまで次の結果を得る事が出來る。 問題を株式會社の配當に限り、綜合課稅主義と源泉課稅主義とが我租稅史上に具體的に如何に

	一00%に累	課税せず	大正九年第四十二議會
,	課税せず	(第一種乙として)課税す千分の七十五	正 大正七年所得稅法中 改
	課税せず	(第一種乙として)課税す千分の六十二・五	正二年所得稅法中攺
源泉課稅	課税せず	(第一種甲として)課税す千分の六十二・五	税法中改正明治三十八年非常特別
	課稅せず	(第一種として)課税す千分の四十二・五	税法
	課税せず	(第 種として)課稅す千分の二十五	明治三十二年所得稅法
綜合課稅	進課税す	課税せず	明治二十年所得稅法
	配 當 所 得	株式會社の配當所得	

時
論
株式配當金の源泉課稅

	課税す 紫道	きても課税す 但し法人の乙、超過所得、丙、淸算所得につ百分の五 (第一種甲、法人の普通所得として)課税す	改正十五年所得稅法中	
税と綜 後 り 後 り り り り り り り り り り り り り り り り	課税が スプラン スプラン スプラン スプラン スプラン スプラン スティー 東連	清算所得、成につきても課税す 但し法人の甲、超過所得、乙、留保所得、丁百分の五 (第一種丙、法人の配當所得として)課税す	大正九年所得稅法	
	課税がに累進	清算所得、皮につきても課税す 但し法人の甲、超過所得、乙、留保所得、丁百分の四 (第一種丙、法人の配當所得として)課税す	ただける衆議院の修正大正九年第四十三議會	
綜合課稅	課税がに累進	乙との税率を高める。「一個し法人の甲、超過所得、乙、留保所得、丙二、超過所得、乙、留保所得、丙課税せず	に政府の提出せし法案 大正九年第四十三議會	
	進課稅す	清算所得、丁につきては課税す 但し法人の甲、超過所得、乙、留保所得、丙	に政府が提出せし法案	

泉課税主義を採用し、株式の配當金に付いては個人に於ては全く課税せず、或は第一種として、 ては全く課税しなかつたのである。然るに明治三十二年より大正九年に至るまでは徹底したる源 明治二十年に於ては、株式の配當に付いては徹底したる綜合課稅主義を採用し、株式會社に對し

九 一 一

又は第一種甲として、更に第一種乙として株式會社に於てのみ課稅したのである。其結果、所謂

第六號 五.

九年に 出 合法的脱税を目的とする株式會社 六十パ たので 至 b, 1 あつた。 政府 它 ン ŀ は徹底したる綜 然るに ષ્ટ 漸次弱 政府の百パ めら n 合課税主義に加ふ が續出し、茲に所得稅法の改正が呼ばるゝ 1 七 勿 論 ン ŀ 今日に及んだので 其妥協案として低率の源泉課税主義を併用 の綜合課税主義は八十パ るに會社所得税を併用する 1 Ł に至つた。 ン ŀ, 理想 案を議 七十 して綜 更に大正 會に提 1 Ł

課税主義の

貫を破

つてゐるのである

カゞ

あ á,

維持 らも 三案を主張するのである。 義を全然斷念する 課稅主義をさるか、 綜合課稅主義 72 < せられて 維持して め 如 るる綜 **ゐるので** で滿足す 找國 カユ 又は明治三十二年の立法の主旨に復歸して株式配當金に付きて の岐路に立つてゐる の現行所得稅法は、 合課税主義を如何に扱ふ るか、 ある。 又は大正 從て株式配當金に對する所得稅法の改正問題は、 九年の政府原案に基き歪みを撤去して百パ ので 株式の配當金に付いては、 カユ ある。 の點に存してゐる。 而して源泉課税運動に奔走する人は、 卽ち、 綜合課税主義を歪 歪 められ 歪めら Ì は綜 T E められ わる ま れながらも / 合課 ŀ 此 9 の第 稅主 綜 ١, 合

第四

論

|東京商工會議所は昭和五年四月に商工調査第三十號として「配當課稅問題に關する参考資料」|を

公けにし、 株式配當金の源泉課税に關する有力なる材料を提供してゐる。

た 1: 國 反對運動に對し、 有力なる反對意見は、 0 出 如 るものなりや、 此 **致して經濟國難に當るべき時に、** 資料 でたるならんも一 く反對决議を試み、 によれば、 極 大なる疑問無きを得ないのである。 配當金綜合課稅に對しては商工會議所及び其他實業界の有力團體は年中行事 めて悲觀的の意見を抱く者である。 果して社會の凡ての聲を代表してゐるのであらうか。 特に今年は其反對運動が熱烈の樣である。 大資本家の負擔を輕減する事となる運動に 商工會議所が先頭となり、 特に現今の如き、 結果に於ては 然し商工會議所其他實業界の あたる事は、 金解禁の後を受けて撃 少くとも余一人は此 果して時期を得 動機は 愛國心

第三に重複課税の行はるゝ事、 0 會政策の本末を顛倒する事をあげてゐる。然し余の見る處によれば、第二、第五、 に税務行政上徵税手續の繁雑、 由 西巴 西己 は殆んご成立せざるのみか、反つて反對の立場にある議論 當金綜 l'當金綜· 税とのみ比較して、 合課税反對論者は、 合課稅反對論 他 を讀みて特に諒解し難き點は、 の所得の課税と一切比較せざる事、二、 第四に負擔の均衡を失する事、第五に脱税の行は 第一に産業の發達を阻害する事、 徴税費の増加を來し、 而も源泉課税より正確を缺く事、 株式配當金の課税を公社債等の利子 の辯護材料ともなり得べきである。 第二は株式の流通を阻害する事 大株主の負擔輕減を中心とし れ易き事、 第六以外の理 第七に社

時 論 株式配當金の源泉課稅

九一三第六號

五.

第三十卷

過大

視

せる事との三つである。

論 が進 められ、 减税 の代り財源につきて説明少き事、三、 所得税改正の 財界に及ぼす影響を

事は、 の配 をも源泉課稅にせよとはならない 泉課税とすべしと云ふ事となり、 よりも俸給よりも勞銀よりも入り來るものである。 第 當 一に、個人の所得は公社債の利子及び株式の配當のみよりなるにあらず、土地家屋よりも營業 是を綜合課税主義に改むべしとの も源泉得税ならざるべからずさ主張するならば、 茲に綜合課税主義は滅亡するのであ のである。 理論の根據にこそなれ、 もし公社債の利子が源泉課税 土地 所得も家屋所得も俸給所得 决して是に合流 3 公社 僓 なるが して株式の配 の源 泉 放に 課 も凡 稅 株式 なる 7 當 源

れる事 たる 株主以外の人の負擔を増す事さなる樣であれば、 につき商工會議所 第二に、 國家 は 財政收入の欠陷を何に 株式 上述 の配 の説明で理解 より確 當が 源泉課 定し 72 し得 る説明 税主 よりて補 るの 一義に改 を聞 で ある。 ል נמ く事 めらるゝ事に 9 カゞ 問題を生ずる 然らば、 出 度考へ直す必要が 來な Ö 大株主の よつて、 の ので である ある。 大株主の所得税負 所得稅負 が、 生ずるので 所謂 少くとも結果に於て、 擔の 代 輕 あ h 减 財 12 擔 源 カゞ よりて生 邨 の 减 問題 せら

と思ふのである。 第三に、源泉課稅運動を財界振興策と結びつけ 歐洲大戰時代の好景氣に對照すると現今の財界が餘りにも沈滯してゐるので、 る のは、所得税の勢力を過大して わ る 0) でないか

ある。

ない。 役立つものにあらず、精々一時的の景氣直したるに止まるのである。 の今日に至ては輕微である。從つて源泉課稅主義の採用は、决して財界の根本的振興策としては 人情の自然として、溺るる者藁をもつかむの理屈からして源泉課税運動が發生したのはかも知れ 然し配當綜合課税に伴ふ所得税の苦痛は、好景氣高配の時にこそ大であるが、不景氣减配

こう かんかん こうべい きょうしん

らば、尙忍ぶべし。或は虞る、これが端をなして我が所得稅制の公平負擔の精神を破壞し人心に 的 は多少の利益を齎す事あるべきも、それ以上の大なるものを失ふ虞ありと云ふのが、余の結論で する所少く、精々一時の空景氣を煽るに止まるのである。而も一時的の空景氣を齎すに止まるな 體の主張する所であるから、全く我國の租稅負擔を公平にし且つ財界を振興せしめんとする愛國 「大資本家は租税負擔を避けんとするものなり」なる惡印象を與へん事を。源泉課稅運動は、或 |の動機から出てゐるのであらう。然し余の見る所によれば、この運動は産業の根本的振興に資 要するに、株式配當金の源泉課稅運動は日本商工會議所、株式取引所と云ふが如き權威ある國